

まん延防止等重点措置の適用に伴う対応です。現在の方針からの変更点は下線部です。別添資料もご確認ください。

教委総第 2258 号
令和 4 年 1 月 26 日

校 園 長 様

教育委員会事務局長

まん延防止等重点措置下における市立学校園の対応について

令和 4 年 1 月 27 日より、兵庫県に「まん延防止等重点措置」が適用され、神戸市がその対象区域となることが決定されました。

市立学校園においては、引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障します。

1. 基本方針

- ・ 現在の基本方針を継続

2. 感染防止対策の徹底

- ・ 現在の取り組みを継続

3. 学校活動

(1) 学習活動 別添 1

- ・ 現在の取り組みを継続するとともに、体育において、「走を伴う運動（長距離走等）を実施する場合は、必ずマスクを外すように指導することを徹底し、走者同士の間隔を十分に確保して行う。」、「運動後は、呼気が整うまでマスクの着用を控え、児童生徒の距離を保ち、すぐに集合しないように注意する。」を追加。

(2) オンラインによる学習支援 別添 2・3

- ・ 現在の取り組みを継続するとともに、やむを得ず登校できない児童生徒の出欠の取扱いを追加

(3) 学校園行事等 別添 4・5

- ・ 現在の取り組みを継続
- ・ 卒業式・修了式、入学式・入園式については、令和 4 年 1 月 21 日（別添 4）に通知しているところであるが、今後の感染状況によっては、斉唱は実施せず録音放送等での静聴とするなど、方針を変更する可能性がある。

(4) 部活動 別添 6

- ・ 現在の取り組みを継続

4. 心のケア等

- ・ 現在の取り組みを継続

5. 学校施設開放事業 別添 7

- ・ 児童生徒の活動については原則休止とする（公式戦等及び公式戦等における負傷・事故防止等のための必要最低限の練習活動は除く）。

6. 教職員の服務及び研修等 別添 8

（1）不要不急の外出の自粛及び 20 時以降の勤務の抑制

- ・ 感染拡大防止の観点から、人出の多い場所への外出・移動は極力避ける。
- ・ 緊急時の対応等を除き、遅くとも 20 時までに教職員が退勤できるよう、効率的な業務遂行に努める。なお、定時制高等学校及び夜間中学校においては、勤務時間終了後、速やかに退勤するように努める。

（2）フレックスタイム制の利用

- ・ 現在の取り組みを継続

（3）大人数による会食等の自粛について

- ・ 大人数（5 人以上）や長時間に及ぶ飲食を避けるとともに、行事等の節目に行う会食など、組織的に行う会食は慎む。
- ・ 少人数で実施する会食であっても、当面の間は極力控える。

（4）研修等 別添 9

- ・ 定員の 50%を遵守した上で集合研修の実施を可とする。
- ・ 開館時間については変更なし（9 時～21 時）。ただし 2 階授業づくりコーナーの火曜・木曜の夜間延長（～20 時 45 分）は休止する。

事務連絡
令和4年1月 日

校 園 長 様

教科指導課長

「感染リスクが高い学習活動」の取り扱いについて (Ver.5)

1月27日より、兵庫県に「まん延防止等重点措置」が適用されることに伴い、令和3年9月30日付教科指導課長発事務連絡「『感染リスクが高い学習活動』の取り扱いについて」の一部見直しを行いましたので、変更箇所を確認し、引き続き感染拡大防止対策を徹底しながら学習活動を行ってください。

なお、緊急事態宣言等が発出される等、取り巻く状況が変化した場合は、改めて通知いたします。

記

※変更箇所には下線を引いています。

1 音楽について

＜歌唱指導＞

(1) マスクの着用

- ・マスクは飛沫拡散防止の効果があるため、屋内外問わず着用すること。
- ・集団で歌唱する活動は、練習時間を短くし、声量に配慮して指導する等、児童生徒の体調に配慮しながら徐々に行っていくこと。
- ・マスク着用により息苦しくなる場合は、児童生徒の体調に配慮し、活動を中止すること。

(2) 児童生徒の距離

- ・合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けること。
- ・向かい合っでの発声は避け、距離を保ち、同じ方向を向くようにすること。
- ・飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。
- ・立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避け、そのため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにすること。

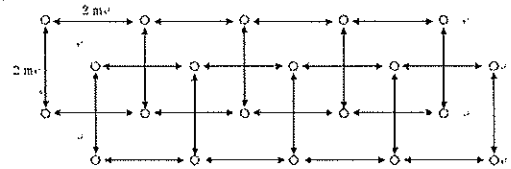
(3) 換気の徹底

- ・常時換気をし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行うこと。

＜リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏＞

- (1) 2m程度の間隔（右図は例）をとり、実施すること。
- (2) 屋外で実施する場合は、風下の人に飛沫が飛ばないように、並び方などを配慮すること。

- (3) 屋内においては、常時、換気を徹底すること。



2 体育について

- (1) 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクを外す指導をすること。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。
- (2) 「児童生徒が密集する運動」「近距離で接触する運動」は、できる限り屋外で実施し、少人数で行ったり、時間や回数を絞る等、指導計画を工夫すること。
- (3) 「児童生徒が近距離で組み合う運動」については、当面の間実施しないこと。
- (4) 走を伴う運動（長距離走等）を実施する場合は、必ずマスクを外すように指導することを徹底し、走者同士の間隔を十分に確保して競技を行う
- (5) 運動後は、呼吸が整うまでマスクの着用を控え、児童生徒の距離を保ち、すぐに集合しないように注意すること。
- (6) 屋内で実施する場合は、常時換気をし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行うこと。

3 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」について

- (1) 調理実習への参加人数は学級を2分割するなどし、調理室のテーブル1台あたりの活動人数を3人程度にしぼること。
- (2) 児童生徒がなるべく動き回らなくてもよいように、食材や器具の準備は事前に教師が行うこと。
- (3) 実習を行う教室に入る前に、石鹸での手洗いをを行うこと。
- (4) マスクを着用し、こまめに換気すること。
- (5) 実習の内容は、必要最低限履修しなければならない内容に絞ること。
 (小学校：ゆでる（いも・青菜）・炒める・米を炊く・味噌汁)
 (中学校：焼く・煮る・蒸す・だしを使った煮物または汁物・魚・肉・野菜を使用)
あるいは、翌年度の指導計画も含めた調整を図ること。
- (6) 令和3年度3学期に限り、小学校6年生・中学3年生においては、履修しなければならない内容においても、実食を控えたり、視聴覚教材等で代替したりすることも考えられる。
- (7) 自分の座席からできるだけ動かなくてよい内容となるよう工夫すること。
- (8) 試食については飲食中の対面や会話を控えるため、作る量を減らして試食に時間がかからないようにし、食べるとき（マスクを外すとき）は、しゃべらないこと。
- (9) 必要に応じて、アルコール消毒を効果的に使用すること。

4 特別教室で実施する実習等ならびに教科における共通する活動としての「グループワーク」について

- (1) 教室に入る前後に、石鹸での手洗いをを行うこと。
- (2) マスクを着用しこまめに換気すること。
- (3) 理科の実験、家庭、技術・家庭の実習（調理実習を除く）、図画工作・美術の作品制作等を、

テーブルを設置した特別教室で実施する場合は以下の点に留意すること。

- ・児童生徒同士が密集しないように座席配置を工夫するとともに、向かい合っでの会話や発声を避ける。
 - ・教師が指示する時は、前（同じ方向）を向かせるなど、対面する時間をできるだけ少なくする。
 - ・実験・実習・作業中は会話を可能な限り避ける。
- （４）各教科等に対話的な活動を行う場合は、内容を絞るなどして、最低限、短時間、少人数の実施とする。また、児童生徒同士の間隔に十分留意する。その際、対面を避ける等の感染防止対策を徹底する。

【問い合わせ】 教科指導課 ９８４－０８０８

教委学第 2548 号
教委指第 1595 号
教委特第 5153 号
令和 4 年 1 月 18 日

校園長 様

学 校 教 育 課 長
教 科 指 導 課 長
特別支援教育課長

1 月 24 日以降の学校園行事等について（通知）

学校園では、新型コロナ感染防止対策を徹底して学校園行事に取り組まれているところですが、新たな変異株である「オミクロン株」は従来株と比べて非常に感染力が強いとされており、兵庫県においても過去最多の感染者数が報告されています。また、神戸市立の学校園においても過去最多の 100 人以上の感染者が報告されており、さらなる感染防止に向けた取り組みを行う必要があります。

こうした状況を踏まえ、今後の学校行事などの取り扱いについては、下記のとおり対応を変更することとします。

なお、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発令された場合等状況が変化した場合には、改めて通知いたします。

記

1. 延期または中止とする行事

- ① 修学旅行・野外教育活動・自然学校など泊を伴う行事
- ② 授業参観、保育参観、部活動説明会、学校公開など保護者等が来校する行事
 - ・ ただし、個別懇談会・三者面談会・進路にかかる懇談会や新入学生説明会等については、分散開催など実施方法を十分に工夫し、感染防止対策を徹底した上で実施すること。
 - ・ 幼稚園の生活発表会については、発達段階を踏まえ、感染防止対策を徹底した上で実施すること。

2. 感染防止対策を徹底した上で行うことができる行事

- ① 泊を伴わない校外学習
 - ・ 原則、実施場所は原則市内または隣接市町とする。
- ② 運動会、音楽会、発表会等
 - ・ 感染防止対策を徹底した上で、児童生徒のみで実施すること。

3. 期 間

令和 4 年 1 月 24 日以降

※ 1 月 23 日までに実施予定の行事については、本市及び目的地の感染状況を踏まえ、保護者の意向を十分に確認した上で、実施の可否を判断すること。

4. キャンセル料

学校園行事について原則キャンセル料が発生しないように、十分な期間を持ってキャンセルの手続きを行うこと。

5. その他

- ・ 学校行事は、学習指導要領において「学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する」との教育的意義を有することから、可能なかぎり中止ではなく、延期を検討すること。

※上記の対応が困難な場合は、関係課と協議すること。

学校教育課 (幼稚園) TEL : 984-0712

(小学校) TEL : 984-0713

(中学校) TEL : 984-0715

(高等学校) TEL : 984-0716

教科指導課 TEL : 984-0808

特別支援教育課 TEL : 984-0735

市立学校園の卒業式等の取り扱いについての通知です。
感染防止対策を徹底した上で、可能な限り工夫して実施してください。

教委学第 2545 号
教委特第 5154 号
令和 4 年 1 月 21 日

校 園 長 様

学 校 教 育 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長

令和 3 年度卒業式・修了式、令和 4 年度入学式・入園式の取り扱いについて（通知）

市立学校園の卒業式等については、下記に基づき、感染防止対策を徹底した上で、門出や入学を祝う場として相応しいものとなるよう、可能な限り工夫して実施することとします。

ただし、新たな変異株である「オミクロン株」が従来株と比べて非常に感染力が強いとされていることから、学校園においては下記の事項に十分留意の上、これまで以上に感染防止への警戒感を高めた上で実施いただくようお願いいたします。

また、今後の状況によっては本方針を変更する可能性があります。その際には改めて通知いたします。

記

1. 基本方針

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、内容を簡素化し短時間で実施できるよう計画を立て、保護者に対して文書等で理解を求める。
- (2) 最新の「学校の新しい生活様式」を踏まえて実施し、会場内外にかかわらず、密集を避けるよう呼びかける。

2. 会場関係

- (1) 座席は、最新の「学校の新しい生活様式」を踏まえて前後左右、可能な限り距離をとる。
- (2) 在園児、在校生及び保護者の参加については、会場内の密集を避けるため、各学校園の実情に応じて参加人数を調整する。
- (3) 参加者の記録を残す。（感染者が判明した場合の対応のため）
- (4) 出入口への消毒液の設置や常時の換気など感染予防対策を徹底する。

3. 式次第関係

国歌、校歌及び唱歌の斉唱を実施する場合は、その練習を含め、屋内外に問わずマスクを着用し、飛沫感染に留意したうえで、近距離での大声を避けて行う。

（※ただし、今後の感染状況の変化によっては、斉唱は実施せず、録音放送等での静聴となることもありうる）

4. 来賓関係

- (1) 会場内の密集を避けるため、各学校園の実情に応じて招待する人数を検討する。
- (2) 風邪の症状や発熱など体調不良がある場合、参列の自粛を求める。

5. 健康管理関係

- (1) マスクの着用を徹底する。ただし、マスク着用が困難な場合は、個に応じて対応する。
- (2) 園児、児童生徒及び保護者については、健康管理に留意するよう求め、風邪の症状や発熱など体調不良がある場合は参加を見合わせる。

6. その他

練習や予行についても、感染拡大防止の観点から、簡略化を図る。

※別紙「令和3年度市立学校園の卒業式等の取り扱いについてのQ&A」参照

以上

学校教育課 (幼児教育) TEL : 984-0712
(小学教育) TEL : 984-0713
(中学教育) TEL : 984-0715
(高校教育) TEL : 984-0716
特別支援教育課 TEL : 984-0735

神戸の教育が目指す子供像
「心豊かに たくましく 生きる人間」
～人は人によって人になる～

別紙

令和3年度市立学校園の卒業式等の取り扱いについてのQ&A

令和4年1月21日
学校教育課、特別支援教育課

1. 基本方針

(1) 昨年度からの変更について

本年度も引き続き感染防止対策の必要があることから、昨年度の方針から大きな変更はないが、国家・校歌及び唱歌の斉唱については、感染防止対策を徹底した上で行うことを可とします。

(2) 実施時間について

- ・ 60分程度までを目途に短縮して実施してください。
- ※令和4年1月21日に通知いたしました「令和の時代における『学校の業務と活動』」別紙2「これまでの当たり前」のみつめなおし詳細項目において、小中学校の卒業式は90分以内を標準とするとしておりますが、令和3年度に関しては感染防止のため、60分程度までとしてください。

2. 会場関係

(1) 座席の間隔について、可能な限りの距離とは

- ・ 人との距離を1メートルを目安に、できる限り間隔をとるように座席を配置します。なお、参加者間の距離がとれないときは、参加人数の限定、2部制の導入や保護者は別室のモニターで参加する等の対応をお願いします。どうしても無理な場合は、個別にご相談ください。
- ・ 方針の変更が生じれば、速やかに通知します。

(2) 参加者の記録について

- ・ 参加者の安心感を保つためにも、参加者の座席表や座った場所の記録をとることが望ましいと考えます。例として、①プリントに名前等を記入してもらい、退出時に椅子に置いてもらう、②椅子に置いてある座席番号の書いた用紙に名前を記入してもらい回収するなどが考えられます。

(3) 会場外での密集を避けるための留意点について

- ・ 待機場所や移動時の適切な人との距離の確保のため、誘導案内や表示をするなど感染防止対策を行ってください。
- ・ 記念撮影についても密集を避ける等の感染防止対策を行ってください。

3. 式次第関係

(1) 斉唱を実施する場合、可能な限り広く間隔を取るとはどれぐらいの距離か

- ・ マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）を確保し、児童生徒同士が向かい合う配置は避けること。また、指導者（教員）等と児童生徒等との適切な距離も確保することが必要です。（令和3年9月30日教科指導課長発事務連絡「感染リスクが高い学習活動」の取り扱いについて（Ver.4）参考）

（参考：R3. 11. 22文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」より）

合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空け、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにするなど、別添資料17「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日）を踏まえて行うこと。

4. その他

(1) 式の参加を見合わせなければならない園児、児童生徒及び保護者への配慮について

- ・ 感染不安などの事情により、式に参加できない園児、児童生徒及び保護者については、事前に相談があれば、録画撮影したものを後日、学校で視聴してもらうなど個別の事情に応じた対応を行ってください。

教委見第 2066 号

令和 4 年 1 月 18 日

高等学校長 様

児童生徒課長

1 月 19 日以降の部活動について（通知）

全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急激に増加しています。

すでに、教育活動における感染防止対策の徹底をお願いしているところですが、神戸市内の学校において、屋内の部活動でクラスターが発生しました。加えて、生徒及び教職員の感染の報告が増加していることを踏まえ、高等学校の部活動は、当面の間、下記のとおり実施することとします。

特に、屋内での部活動については、下記の点に留意ください。併せて、部活動を実施するに当たっては、生徒・保護者への丁寧な周知を通じて理解を得る活動になるようお願いします。

また、生徒及び顧問教員・部活動外部指導員（以下、「顧問教員等」とする。）の健康・安全を十分に配慮するとともに、併せて顧問教員等に周知徹底をお願いします。

なお、今後の感染状況等によっては、より厳しい対応に移行する場合も考えられるため、その点を考慮した計画と実施に留意をお願いします。

記

1. 基本方針

- (1) 神戸市立高等学校部活動方針に沿った活動とする。
(平日週 4 日間、各日 2 時間程度。土日いずれか 1 日 3 時間程度。)
- (2) 対外試合（公式戦等を除く）、合同練習については、不可とする。
ただし、公式戦等に参加のための練習試合等は可（活動場所は県内に限る）。
- (3) 合宿は、不可とする。公式戦等で、宿泊を行う場合、宿泊場所は感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定する（学校での宿泊不可）。なお、これまで通り「宿泊を伴う部活動実施届」を実施 2 週間前までに児童生徒課へ提出すること。
- (4) 3 年生は、他の 3 年生への感染拡大を防止するため、公式戦等を除き、参加を禁止する。
- (5) 高体連・高野連・文化関係連盟・中央競技団体が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）等への参加に当たっては、感染防止対策を確認し、その徹底を図る。
- (6) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」および各種目団体の感染症対策をもとに、感染防止対策を徹底する。
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
～学校の新しい生活様式～ (2021.11.22 Ver7※2021.12.10 一部修正) 文部科学省
https://www.mext.go.jp/content/20211210-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

2. 活動に当たって注意する点

- (1) マスクの着用（登下校時、試合における応援時、更衣時、部室でのミーティング等）を徹底し、マスクを外しての発声を控えるようにする。また、手洗い、検温の実施、手指消毒を徹底する。
- (2) 近距離で一斉に大声を出したり、向かい合っでの発声を控えるよう指導する。
- (3) 屋内での部活動においては、30 分に 1 回以上、数分間程度、2 方向の窓や扉を開けて行う自然換気の実施を必ず行うこと。体育館など広い空間における換気については、可能な限り、窓や出入口の扉を広く開け、常時換気する。
- (4) 食事の際のリスクが高いため、生徒同士の適切な距離を保つこと。また同方向を向いて食べるなど、飛沫を飛ばさないよう工夫し静かに食べる。
- (5) 更衣室・部室等は短時間・少人数で利用し、一斉に利用することは避ける。
- (6) 活動先で生徒・顧問教員等に発熱等の感染が疑われる場合や感染が判明した場合に、学校・保護者がとるべき対応（付き添い・搬送・迎え等）を十分に考慮して計画する。
- (7) 活動時間（準備・片付けを含む）は、できる限り短時間で行い、活動後は速やかに帰宅させる。

教委教第 9218 号
令和 4 年 1 月 26 日

校園長 様

人事・組織担当課長

新型コロナウイルス感染症に関する教職員のサービス等の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関する教職員のサービスの取り扱いについては、既出の通知（※）による運用を行っているところですが、感染の拡大に伴い、問い合わせが増加していることを受けて、改めて下記内容について通知いたします。

校園長におかれましては、改めて所属教職員に周知の上、感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

〔 ※ 令和 3 年 4 月 24 日付人事・組織担当課長通知（教委教第 9014 号）
「新型コロナウイルス感染症に関する教職員のサービスの取り扱いの再周知について」 参照 〕

記

1. 職務専念義務の免除について

教職員本人又は同居の親族等が感染者及び濃厚接触者として認定された場合等において、校園長は出勤を停止し自宅待機とし、職務専念義務の免除又は在宅勤務を指示してください。

ただし、所定の手続き等により、陰性が確認できた場合においては、自宅待機を解除し、出勤を可能とします。待機期間や検査手続等の詳細については、令和 4 年 1 月 26 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の待機期間等について」を参照ください。

2. 在宅勤務制度について

学校園の臨時休業措置等が生じた場合や、職務専念義務の免除要件に該当し、かつ自宅での勤務が可能な場合においては、在宅勤務が可能です。校園長は、学校園の運営に支障がないと判断される範囲において在宅勤務を指示し、感染拡大防止に努めてください。

3. 休憩時間の柔軟な設定について

学級閉鎖等の影響により、通常時とは異なる業務となることで各教職員に対して一律の休憩時間を設定することが難しい場合が想定されます。校園長においては、学校園の運営に支障がないと判断される範囲において、所属の教職員について柔軟な休憩時間の設定を行い、能率的な学校園運営に努めてください。

4. 学校園での受け入れについて

学級閉鎖等が生じた場合において、一定の条件の下、当該校における児童生徒の受け入れが実施されます。受け入れの実施にあたって校園長より出勤を命じられた場合は、職務として取り扱ってください。

5. 会食について

感染リスクが高まる場面を避ける観点から、組織的に行う新年会や行事等の節目に行う会食などはもちろんのこと、少人数による会食であっても、当面の間は極力控えてください。

【担当】教職員課人事担当

078-984-0630、0631

授業研究・保育研究にかかる会議等の実施についての連絡です

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 21 日

所属長 様
校園長 様

総合教育センター副所長

令和 4 年 1 月 24 日以降の授業研究・保育研究に係る会議等の開催について

新型コロナウイルス感染症対策を徹底いただいているところですが、感染力が非常に強いとされる「オミクロン株」の急激な拡大に鑑み、総合教育センターにおける研修等の実施状況を以下に例示するとともに、令和 3 年 9 月 30 日付教委総第 1474 号通知内の KEC 事務連絡（別紙 5）にて通知した研修等の取扱い基準を再掲します。

授業研究・保育研究にかかる会議等については、個々に開催の要否を十分に検討いただいたうえで、必要最小限の人数、回数、時間での実施に努めるようお願いいたします。

記

1. 総合教育センターにおける 1 月 18 日以降の研修等の実施状況

- ・ 研修等について、ハイブリッド開催(※)もしくはオンライン開催にて実施。
※ 会場参加又はオンライン参加を選択して受講
- ・ 研究授業及び研究保育は、オンライン配信(※)にて授業(保育)参観及び研究協議を実施。
※ 運営者と指導助言者は実施校園を訪問

2. 研修等の取扱い基準について

- ・ 実施時点における総合教育センター各研修室の定員を遵守のうえ、集合研修を実施することは可能です。

特措法に基づく措置	研修等の実施	実技を伴う三密回避が難しい研修や、受講者が他校園を訪問する研修等		
		他校園教員の参観及び協議	外部助言者の参観及び協議	事務局による動画撮影等
緊急事態宣言	△	△	△	△
まん延防止等重点措置	○ 50%順守	△ (ただし子供が居ない場では 集合型での実施可)	○	○
なし	○ 50%推奨	○	○	○

○…可 △…集合型での実施不可・リモートによる実施可

(参考)R3.9.30 KEC 事務連絡

3. 参考（別添）

- ・ 令和 4 年 1 月 17 日付
KEC 事務連絡「研究授業及び研究保育の実施方法の変更について」

1/18 以降の研究授業(研究保育)の実施方法を変更する連絡です。

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 17 日

初任者研修実施校長様
2年次フォローアップ研修実施校長様
8 年目研修実施校長様
新規採用幼稚園教員研修実施園長様

総合教育センター副所長

研究授業及び研究保育の実施方法の変更について

新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、研究授業について下記の通り実施方法を変更いたします。急な連絡となりましたことお詫びいたします。

記

1. 対 象 1月18日(火)以降に実施を予定している全ての研究授業及び研究保育
 - ・初任者研修「研究授業②」 特支㉠1/18・特支㉢1/25
 小㉠1.3.5年 1/20・小㉢1.3.5年 1/27
 中高㉡2/1・中高㉣2/8
 小㉡2.4.6年. 音 2/3・小㉣2.4.6年. 図 2/10
 - ・新規採用幼稚園教員研修㉠「研究保育」 1/25
 - ・2年次フォローアップ研修「研究授業④」
 - ・8年目研修 共通㉥「研究授業」
2. 実施方法 Microsoft Teams を利用したオンライン配信による授業(保育)参観及び研究協議
 (運営者及び指導助言者が学校園を訪問し、授業(保育)及び研究協議の様子を配信します)
3. その他
 - ・研究授業・研究保育への参加者は自校園で研修に参加します。研修受講へのご配慮をお願いいたします。
 - ・それぞれの研究授業(保育)実施方法詳細 (Teams のコード等) についてはそれぞれの担当より別途通知いたします。

<育成指標との関連>

⑤人材育成・自己研鑽【実践研究・自己研鑽】

(第1ステージ) 研修や研究会に積極的に参加して、指導力の向上に努める。

(第2ステージ) 自らのキャリアプランを持ち、専門的知識や技能を高める。

① 学習指導【授業計画・実践】・保育実践【授業計画・実践】

(第1ステージ) 子供の実態や学習指導要領を踏まえ、計画的な授業推進に努める。

(第1ステージ) 子供の実態と幼稚園教育要領等を踏まえ、計画的な保育実践に努める。

(第2ステージ) 子供の実態を踏まえた年間指導計画を作成し、主体的・対話的に学ぶ授業づくりに取り組む

① 学習指導【授業評価・改善】・保育実践【保育の評価・改善】

(第1ステージ) 単元計画やねらいに沿って授業を振り返り、改善に努める。

(第1ステージ) 子供の実態や指導計画に沿って、反省・記録をもとに自らの保育を振り返り、改善に努める。

(第2ステージ) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業評価・改善に取り組む。



アクティブに学び続ける神戸の教職員

KEC

Kobe Education Center

KOBE IT
UNESCO City of Design

—世代間で学び合う職場づくり・OJT活性化推進—

問合せ先 総合教育センター研修育成係

係長 橋本 奈々重

TEL:078-360-3103 FAX:078-360-3154

e-mail:nanae_hashimoto2@office.city.kobe.lg.jp

【すぐーる発出文書】 1月27日 10時発信予定

まん延防止等重点措置の適用に伴う教育委員会方針

保護者の皆様へ

1月27日より神戸市にまん延防止等重点措置が適用されることが決定されました。

感染防止対策のさらなる徹底を行い、学習活動や学校園行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障してまいります。

保護者の皆様にはご心配をおかけしますが、引き続き、市立学校園の教育活動について、教職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

<神戸市教育委員会方針（神戸市ホームページのリンク）>

市立学校園の対応について

令和4年1月26日
神戸市教育委員会

市立学校園においては、感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

1. 基本方針

- (1) 感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動については、さらなる感染症対策を行う。
- (3) 感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援の実施等により、学びを保障する。

2. 感染防止対策の徹底

- (1) こまめな手洗いやマスクの着用、換気を徹底する。
- (2) 児童生徒等も教職員も、毎日の登校園・出勤前の健康観察を徹底する。本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も、登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
- (3) 給食及び昼食時は、以下の対応を徹底する。
 - ①食事の前後の手洗いを徹底する。
 - ②飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。
 - ③食事をする時以外は、必ずマスクを着用する。

3. 学校活動

(1) 学習活動

①歌唱・合唱

- ・歌唱や合唱は、国の通知等を踏まえ、マスクを着用し児童生徒同士の間隔を十分確保すること等感染防止対策を徹底した上で行う。なお、練習時間は短くし、マスク着用により息苦しくなる場合は、児童生徒の体調に十分配慮し活動を中止する。
- ・常時換気をし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。

②体育

- ・「児童生徒が密集する運動」、「近距離で接触する運動」は、できる限り屋外で実施し、少人数で行ったり時間や回数を絞る等、指導計画を工夫する。なお、「児童生徒が近距離で組み合う運動」については、当面の間実施しない。
- ・屋内で実施する場合は、常時換気をし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。

③調理実習

- ・調理実習は、必要最低限履修しなければならない内容に絞ること。又は、翌年度の指導計画も含めた調整を図る。
- ・令和3年度3学期に限り、小学6年生・中学3年生は、履修しなければならない内容においても、実食を控えたり、視聴覚教材等で代替したりすることも検討する。

(2) オンラインによる学習支援等

- ・児童生徒がやむを得ず登校できない場合には、速やかにオンラインによる学習支援（オンラインによる個別面談・指導、授業ライブ配信、オンライン授業等）を実施し、きめ細やかに学習状況や健康状態の確認を行う。
- ・やむを得ず登校できない児童生徒が、原則、オンライン等による学習支援に参加する等、一定の要件を満たす場合には、「出席」の扱いとする。（神戸市に「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が適用されている期間を対象）

(3) 学校園行事等

①延期または中止とする行事

- ・修学旅行・野外教育活動・自然学校など泊を伴う行事
- ・授業参観、保育参観、部活動説明会、学校公開など保護者等が来校する行事
ただし、個別懇談会・三者面談会・進路にかかる懇談会や新入学生説明会等については、分散開催など実施方法を十分に工夫し、感染防止対策を徹底した上で実施する。

②感染防止対策を徹底した上で行うことができる行事

- ・泊を伴わない校外学習
原則、実施場所は原則市内または隣接市町とする。
- ・運動会、音楽会、発表会等
感染防止対策を徹底した上で、児童生徒のみで実施する。

(4) 部活動

①中学校・義務教育学校

- ・原則休止とする（公式戦等及び公式戦等における負傷・事故防止等のための必要最低限の練習活動を除く）。
- ・中体連及び中央競技団体等が主催する公式戦等については、主催者の行う感染防止対策を確認し、その徹底を図る。

②高等学校

- ・平日週4日間、各日2時間程度、土日いずれか1日、3時間程度とする。
- ・対外試合（公式戦等を除く）、合同練習については、不可とする。
ただし、公式戦等に参加のための練習試合等は可（活動場所は県内に限る）。
- ・合宿は、当面の間、市内外を問わず行わない。
- ・3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式戦等を除き、参加を禁止する。
- ・高体連・高野連・文化関係連盟・中央競技団体が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）等への参加に当たっては、感染防止対策を確認し、その徹底を図る。

4. 心のケア等

- ・新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮する。
- ・学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神面の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

5. 学校施設開放事業

- ・児童生徒の活動については原則休止とする（公式戦等及び公式戦等における負傷・事故防止等のための必要最低限の練習活動は除く）。

6. 教職員の服務及び研修等

（1）不要不急の外出の自粛及び 20 時以降の勤務の抑制

- ・感染拡大防止の観点から、人出の多い場所への外出・移動は極力避ける。
- ・緊急時の対応等を除き、遅くとも 20 時までに教職員が退勤できるよう、効率的な業務遂行に努める。なお、定時制高等学校及び夜間中学校においては、勤務時間終了後、速やかに退勤するように努める。

（2）フレックスタイム制の利用

- ・通勤中の人と人との接触機会の低減を図るため、学校園の運営に支障がない範囲でフレックスタイム制の利用により、積極的に時差出勤を行う。

（3）研修等

- ・感染防止対策を徹底した上で集合研修の実施を可とする。

7. 社会教育施設

- ・青少年科学館については、金曜日・土曜日・日曜日・祝日は 19 時まで、月曜日から木曜日（祝日除く）までは 16 時半までの開館とする。

事 務 連 絡

令和4年1月26日

校園長 様

事務局所属長 様

人事・組織担当課長

健康教育課長

新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の待機期間等について

国において、濃厚接触者の療養期間が10日間に短縮されるとともに、社会機能維持者（以下、エッセンシャルワーカー）については一定の要件の下、療養解除を可能とする取り扱い方針が示されています。

本市教育委員会においても、学校園及び教育委員会事務局の教職員が濃厚接触者となった場合について、当面の間、下記の通り取り扱うため、各所属において適切に運用していただきますようお願いいたします。

記

1. エッセンシャルワーカーの対象について

- ・市立学校園に勤務する教職員
- ・教育委員会事務局に勤務する教職員のうち、学校園の運営に係る支援や指導等に密接に関わる業務を行う者

（いずれも臨時的任用教職員や任期付教職員、会計年度任用教職員等を含む）

2. 療養解除の取り扱いについて

- （1）無症状の場合は、政府から配布された抗原定性検査キットにより検査を行い、陰性が確認された場合は10日を待たずして待機を解除する。
- （2）陽性者との接触から6日目及び7日目の両日にそれぞれ検査を行うこと。
（最終接触日を0日と起算とすること。）
- （3）7日目の検査結果が陰性であった場合は、その日から待機を解除できる。
- （4）各所属において当該教職員の検査結果を必ず確認するとともに、検査結果を健康教育課へ報告を行うこと。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、当該教職員に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。

※抗原定性検査キットを利用する際は、各所属の検査管理者が学校におけるキットの活用の手引き（文部科学省及び厚生労働省が作成）や各製品の説明書を理解し、受験者へ説明を行った上で検査を実施してください。

なお、検査管理者は校園長・所属長が担当することとし、厚生労働省が以下の HP で公開する WEB 教材を予め学習してください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)

※使用期限が 2022 年 1 月と表示されていますが、引き続き使用いただいて差し支えありません。（文部科学省確認済）

※いわゆる PCR 検査を受検する場合は陽性者との接触等から 6 日目に検査を行い、陰性であれば上記の取扱いが可能です。

（最終接触日を 0 日と起算とすること。）

3. 留意事項

（1）上記取り扱いを行う場合は、各所属において感染対策を徹底すること。

（2）校園長及び所属長は、当該教職員に対して、以下の 2 点について説明すること。

①最終接触日から 10 日目までは、学校園業務の従事以外への不要不急の外出はできる限り控えること。

②移動においては公共交通機関の利用をできる限り避けること。やむを得ず公共交通機関を利用する場合は、フレックスタイム制を活用するなどして混雑時を避けること。

【担当】健康教育課 浜西・美藤（電話 984-0696）